

令和 6 年 1 0 月 8 日
こども未来部こども政策推進担当

江東区こども計画（骨子案）について

1 計画の背景・位置づけ

「こども基本法」が施行され、「市町村こども計画」を作成することに努めることが規定されたことを受け、本区においてもこども施策を総合的に推進していくために策定することとした。

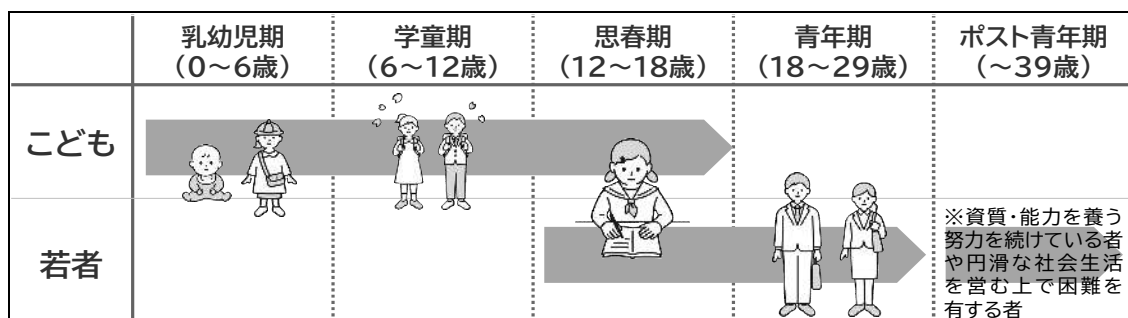
また、本計画は、「こども基本法」第 10 条に基づく「市町村こども計画」、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条に基づく「市町村子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条に基づく「市町村計画」として策定する。

2 計画の対象

おおむね 18 歳までを対象とし、切れ目のない支援が必要な場合など、施策によってはそれ以上の年齢の若者も対象とする。

また、「子育て当事者」も対象とするほか、こども・若者・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とする。

■こども・若者のライフステージ（イメージ）



3 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度の 5 か年とする。

4 基本理念

「統計」、「現行計画の進捗状況」及び「令和5年度調査（アンケート・ヒアリング）等結果」より、区の現状、こども本人及び保護者等の意向を踏まえ、

『みんなで支えあい、こども・若者たちが心から「生まれてきて良かった」と実感できる社会を目指します。』

を基本理念として設定する。

5 基本目標

（1）こどもの権利を守る

すべてのこどもが個人として尊重され、権利の主体であることを自覚できるよう、広く「こどもの権利」について周知・啓発を行うほか、意見を表明しやすい環境や必要とする支援につなげられる体制を整えます。

（2）こどもの育ちを支える

すべてのこどもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、学び、遊びやさまざまな体験活動の機会に恵まれ、自分の可能性を広げられる若者・大人へと成長できる環境を整備します。

（3）保護者の子育てを支える

子育てをする保護者の悩みに寄り添うために情報提供や相談体制を拡充するとともに、子育てにかかる負担を軽減するための福祉サービスや経済的支援の充実を図ります。

（4）特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える

特別なサポートを必要とするこども・若者とその保護者が、その状況に応じて、切れ目のない適切なサポートを得られる環境づくりを進めます。

（5）地域全体で子育てを支える

こどもを地域全体で育むという考え方のもと、地域の団体、事業所や企業等の協力を得ながら、こどもが地域の人たちと交流しながら成長できる環境づくりを進めます。また、子育て支援に携わる人材の確保や質の向上、また、それらの人材を含めた地域のサポート体制のネットワーク化を推進します。

6 骨子案

章立て	見出し
第1章 はじめに ～計画の策定にあたって～	(1) 計画の背景・主旨
	(2) 計画の位置づけ
	(3) 計画の対象
	(4) 計画の期間
	(5) 計画の策定体制
第2章 江東区のこども・若者 を取り巻く環境	(1) 統計からみる現状
	(2) 現行計画の進捗状況
	(3) 令和5年度調査（アンケート・ヒアリング） 等結果概要
第3章 計画の基本的な方針	(1) 計画の基本理念
	(2) 計画の基本目標
	(3) 計画の指標
第4章 施策の展開	基本目標1 こどもの権利を守る
	基本目標2 こどもの育ちを支える
	基本目標3 保護者の子育てを支える
	基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・ 保護者を支える
	基本目標5 地域全体で子育てを支える
第5章 教育・保育、地域子ども 子育て支援事業の量 の見込みと確保方策	(1) 提供区域
	(2) 量の見込みと確保方策 ① 教育・保育事業 ② 地域子ども・子育て支援事業
第6章 計画の推進体制	
資料編	

7 策定スケジュール

令和6年11月 素案策定

12月 パブリックコメント実施

令和7年 3月 計画案策定